

（安定性）

第164条 自動車の安定性に関し、保安基準第5条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあつては18%）以上であること。
ただし、側車付二輪自動車にあつては、この限りでない。
- 二 牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、前号の基準に適合すること。
- 三 側車付二輪自動車にあつては、空車状態及び積車状態における側車の車輪（駆動輪を除く。）の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。
- 四 空車状態において、自動車（二輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）を左側及び右側に、それぞれ35°（側車付二輪自動車にあつては25°、最高速度20km/h未満の自動車、車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあつては30°）まで傾けた場合に転覆しないこと。この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。
- 五 被牽引自動車（ポール・トレーラを除く。）にあつては、空車状態の牽引自動車と連結した状態において、前号の基準に適合すること。
- 六 ポール・トレーラにあつては、空車状態において左右最外側の車輪の接地面の中心の間隔が荷台床面の地面からの高さの1.3倍以上であること。